

山梨県公報

第二千六百三十二号

平成二十八年

八月二十九日

月 曜 日

目次

告示

- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除……………七五三
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………七五三
- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………七五三
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………七五三
- 有害図書類の指定……………七五四
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………七五四
- 農用地利用配分計画の認可……………七五四

告示

山梨県告示第二八八十五号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成二十八年山梨県告示第二十九号により指定した区域の一部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定を解除する区域 甲斐市玉川字向河原千六百三十番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし(土壤汚染対策法施行規則第七条第二項の規定による試料採取等を実施した結果、土壤汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないと認められた。)

山梨県告示第二八十六号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成二十八年山梨県告示第三十号により指定した区域の一部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定を解除する区域 甲斐市玉川字向河原千六百三十番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし(土壤汚染対策法施行規則第七条第二項の規定による試料採取等を実施した結果、土壤汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないと認められた。)

山梨県告示第二八十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 甲斐市玉川字向河原千六百三十番一及び中巨摩郡昭和町築地新居字大島千九十九番一の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第二八十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境

部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 甲斐市玉川字向河原千六百三十番一及び中巨摩郡昭和町築地新居字大島千九百九十九番一の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

山梨県告示第二百八十九号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十二号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十八年八月二十九日から施行する。

平成二十八年八月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
mini Berry 2016 vol.27	秋水社
Amour 7月号 No.281	サン・メディアアレップ
ブルーボーイGOLD 2016 6月号	リブレ出版
裏ヤノJAPAN 2016.7	鉄人社

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報

センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年八月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人地域資料デジタル化研究会
 - 2 代表者の氏名 小林晃綱
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町東高橋百三十三番地
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、文献資料等ならびにデジタル資料の調査、収集、整理、保存、提供方法等について研究、実践し、もって社会教育、まちづくり、文化、芸術等の振興等の公益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十八年八月二十二日から同年十月二十一日まで

● 農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十八年八月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積（平方メートル）
木村高夫	山梨市	山梨市市川字犬塚三十番一外十八筆	七、五七一
久保川広光	山梨市	山梨市江曾原字姥窪六百五十五番一外三筆	一、七九三
齊藤浩次	南アルプス市	南アルプス市藤田字殿田	九一五

賃借権の設定等を受ける者

賃借権の設定等を受ける土地